２０２５年度　富士大学外国人留学生入学試験要項

（学部生、編入学生、転入学生、大学院生）

１．受験資格

１）学部

本学に留学生として入学出願できる者は、次の（１）～（３）の一つに該当し且つ（４）の条件を満たす者とする。

（１）　外国において１２年の学校教育を修了した者。またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。

（２）　日本において高等学校を卒業した者。またはこれと同等以上の学力があると認められた者。

（３）　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者。

（４）　日本国際教育支援協会及び国際交流基金で実施される当該年度の「日本語能力検定試験」（N２以上）を受験する者。

２）編入学

本学に編入学留学生として入学志願できる者は、次の（１）～（３）の一つに該当し且つ（４）の条件を満たす者とする。

（１）　外国において１４年の学校教育を修了し短期大学を卒業した者。またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。

（２）　日本において短期大学または高等専門学校を卒業した者及び文部科学省告示に定める専修学校専門課程の修了者（修業年限２年以上)。または、２０２５年３月卒業、修了見込みの者。

（３）　学士の学位を取得した者。

（４）　日本国際教育支援協会及び国際交流基金で実施される当該年度の「日本語能力検定試験」（N２以上）を受験する者。

●注意

上記（１）項による編入学志願者は、入学後に日本語による専門課程の授業が行われます。（４）の条件を満たすものに限ります。

３）転入学

本学に転入学留学生として入学志願できる者は、日本及び外国の大学に在学していて当該年度の課程を修了した者及び修了見込みの者。(原則として３年以上在籍しているもの)

●注意

外国の大学からの転入学志願者は、入学後に日本語による専門課程の授

業が行われます。上記編入学の項目（４）の条件を満たすものに限ります。

４）大学院

本学大学院に留学生として入学出願できる者は、次の（１）～（２）の一つに該当し且つ（３）の条件を満たす者とする。

（１）　外国において１６年の学校教育を修了した者。またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。

（２）　日本において大学を卒業した者。またはこれと同等以上の学力があると認められた者。

（３）　日本国際教育支援協会及び国際交流基金で実施される当該年度の「日本語能力検定試験」（N１）を受験する者。

●注意（学部・編入学・転入学・大学院共通）

入学志願者は、入学後に日本語による授業が行われます。上記の項目（３）の条件を満たすものに限ります。

２．出願期間　　２０２５年１月６日(月) ～ ２０２５年２月７日(金)

３．入学試験日　２０２５年２月２１日(金)

４．試験会場　　本学（岩手県花巻市下根子 450-3、0198-23-6221）

５．試験科目　　・書類選考及び審査（出願資格審査）
・筆記試験（日本語読解力他）
・面接試験
・研究課題審査（大学院志願者のみ）

６．合格発表　　２０２５年２月２８日(金)

７．出願書類（学部生・大学院生・編入学生・転入学生）

１．提出書類（書類審査資料）

（１）入学願書（本学所定の用紙　本人が日本語で記入すること）

（２）自己推薦書（本学所定の用紙　本人が日本語で記入すること）

（３）最終出身学校の卒業（卒業見込）証明書の原本を提出すること。
（原本であることの証明書を添付すること）

（４）最終出身学校の成績証明書
（原本もしくはそのことを証明する書類公正証書を添付すること）

（５）学費等支弁保証誓約書（保証書）
記入内容、添付書類等詳細は下記に記載

（６）日本語能力試験（N２以上）受験票のコピー

（７）健康診断書（様式は任意　病院等で発行するものでも良い）

（８）面接票（大学院志願者のみ　本学所定の用紙）

（９）研究計画書（大学院志願者のみ　本学所定の用紙）

（１０）日本語学校の出席証明書（日本語学校に通学した者）

（１１）日本語学校の成績証明書（日本語学校に通学した者）
（１２）日本語学校の卒業（卒業見込）証明書（日本語学校に通学した者）

＝留学生出願書類の提出上の留意事項＝

日本国政府の留学生政策方針の転換があり日本への留学の規制が厳しい状況にあります。出願する際に下記の事項を了解した上で受験して下さい。

●提出書類について
在留期間更新許可申請時に提出書類や学費等支弁能力の調査が吟味審査されております。入学願書を提出する際に記載事項の記入漏れや印鑑の捺印忘れ、提出資料の不備がないように点検して提出して下さい。以下特に大切な記載事項の説明を致します。

１．学費等支弁保証誓約書（保証書）
（１）　上記（７）の書類は学費・生活費等の支弁者（以下保証人という）が記載して下さい。母国語（中国語等）で記入する場合、日本語に翻訳した文書を添付して下さい。
（２）　保証人が現在日本語に居住していない外国人の場合は、留学期間の経費を支弁者が保証人になります。
（３）　保証人は下記書類の原本を提出して下さい。
①学費等支弁保証誓約書（保証書）
②保証人の所得・納税証明書
２．書類等の返還について
（１）　入学願書等に虚偽の記載等がある場合は入学を取り消します。
（２）　提出された書類は返還されない。ただし、卒業証明書、成績証明書等の原本は在留期間更新許可申請後に返還致します。
●注意
提出書類の中に偽造及び記入ミスや整合性の欠けている書類が含まれる例があります。(過去に日本入国審査に提出した資料との整合性をも含む)提出書類の記入や提出書類には十分注意して下さい。
３．合格通知等について
合格発表後、合格者には入学手続き書類や合格通知書、入学許可書等の書類を送付致します。